

報道発表資料
平成23年7月22日
福島地方気象台

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う 高潮警報・注意報の暫定的な基準による運用について

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波によって甚大な被害を受けた太平洋沿岸の地域を対象に、地盤沈下及び海岸堤防や排水施設等の被害を考慮し、高潮警報・注意報の発表基準を地震発生前よりも低い基準に変更して運用します。

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波により甚大な被害を受けた福島県の沿岸の地域では、地盤が大きく沈下するとともに、海岸堤防や排水施設等が被害を受けており、特に満潮時の潮位が高くなる大潮の時期を中心に、浸水や冠水が起りやすくなっています。

このため、福島地方気象台では、福島県の沿岸の地域に対して、大潮の時期にあわせて「大潮による高い潮位に関する潮位情報」を発表するとともに、特に潮位の高くなる期間や地域等に、基準によらず弾力的に「高潮注意報」を発表し、海岸や河口付近の低地での浸水や冠水のおそれについて注意を呼びかけています（平成23年3月17日気象庁報道発表資料を参照願います）。

その後、地盤沈下や浸水等の状況が明らかになってきたこと、海岸堤防や排水施設の応急復旧工事が進められていることから、福島県及び関係する市町等との調整を進め、高潮警報・注意報について、地震発生前の基準から引き下げた暫定基準（別紙参照）を設けて運用することとします。

これにより、これから秋にかけて一段と高くなる大潮期の満潮時の潮位や台風の接近に伴う高潮等に対して、より的確な高潮警報・注意報の発表ができるようになります。

暫定基準については、今後の海岸堤防や排水施設等の復旧状況等に応じて、順次、変更する予定です。

なお、引き続き、地盤沈下の大きな地域に対して、必要に応じ、大潮の時期にあわせて潮位情報を発表します。

●運用開始日 平成23年7月26日（火）

＜本件に関する問い合わせ先＞

福島地方気象台防災業務課防災気象官
電話 024-534-0321

平成23年7月26日より運用する高潮警報・注意報の暫定基準

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	暫定基準(潮位:標高)		通常基準(潮位:標高)	
				警報基準	注意報基準	警報基準	注意報基準
福島県	浜通り	浜通り北部	相馬市	1.0	0.6	1.3	0.9
			南相馬市	1.1	0.6	1.4	0.9
			新地町	1.1	0.6	1.4	0.9
		浜通り中部	広野町	1.0	0.6	1.4	0.9
			楢葉町	1.0	0.6	1.4	0.9
			富岡町	1.0	0.6	1.4	0.9
			大熊町	1.0	0.6	1.4	0.9
			双葉町	1.0	0.6	1.4	0.9
			浪江町	1.0	0.6	1.4	0.9
		浜通り南部	いわき市	1.0	0.6	1.4	0.9

高潮警報・注意報の基準の潮位は「標高」で表し、単位はメートル